

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和7年度)

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
津地方法務局	津市大字岩田
同	津市藤方
同	津市垂水
四日市支局	四日市波木町
伊勢支局	伊勢市小木町
伊賀支局	伊賀市上神戸
同	伊賀市下神戸
熊野支局	熊野市金山町
同	熊野市久生屋町